

## 寒河江市技能者表彰要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、永年にわたり同一業種に従事し、技能の練磨及び後進の育成に努め、その職種の向上発展に功績のあった技能者を表彰すること、及び極めて優れた技能を有し、その将来が嘱望される技能者を表彰することを目的とする。

### (表彰の種類)

第2条 表彰の種類は、次のとおりとする。

- (1) 寒河江市技能者表彰
- (2) 寒河江市技能奨励賞表彰

### (表彰対象の範囲)

第3条 表彰は、別表に掲げる職種の技能者について行うものとする。

### (表彰の基準)

第4条 次の各号に掲げる表彰は、寒河江市に居住し、又は市内の事業所等に就業する者で、当該各号に掲げるものに行うものとする。

- (1) 寒河江市技能者表彰
  - ア 卓越した技能を有している者
  - イ 技能者として、同一業種に30年以上従事し、かつ、年齢が45歳以上の者
  - ウ 他の技能者の模範と認められる者又は同一業種の指導的立場にある者
- (2) 寒河江市技能奨励賞表彰
  - ア 極めて優れた技能を有し、将来を嘱望されている者
  - イ 技能者として、同一業種に10年以上従事し、かつ、年齢が45歳未満の者

ウ 技能に関する創意工夫、改善等によって生産性の向上及び産業の発展に寄与している者

エ アからウまでに掲げるもののほか、市長が特に認める者

(選考の方法)

第5条 市長は、各業種団体等の長から推薦のあった被表彰候補者のうちから、寒河江市技能者表彰選考委員会（以下「選考委員会」という。）に諮って被表彰者を決定するものとする。

2 各業種団体等の長は、前条に規定する者を被表彰候補者として推薦するときは、寒河江市技能者推薦調書（別記様式）を市長に提出しなければならない。

3 被表彰者の人数は、毎年10人以内とする。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

(選考委員会)

第6条 前条第1項の規定により被表彰候補者を選考するため選考委員会を置く。

2 選考委員会は委員5人以内で組織し、委員は次に掲げる者から市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 寒河江市技術振興協会代表

(2) 寒河江市商工会代表

(3) 各業種団体代表

(4) 寒河江市副市長

3 委員は、毎年委嘱し、又は任命するものとする。

(庶務)

第7条 選考委員会の庶務は、商工推進課において行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和52年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年8月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年7月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年6月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年7月1日から施行する。

## 別 表

## 職 業 部 門 及 び 職 種

職業部門	職 種	
	職種区分	職 種 名
I 金属材料製造関係	1 金属材料製造の職業	①製鉄工、製鋼工、②非鉄金属製錬工、③鋳物工、④鍛造工、⑤金属熱処理工、⑥圧延工、⑦伸線工、⑧その他の金属材料製造の職業
II 金属加工、金属溶接・溶断、一般機械器具組立・修理及び計量計測機器・光学機械器具組立・修理関係	1 金属加工の職業	①金属工作機械工、②金属プレス工、③鉄工、製かん(缶)工、④板金工、⑤金属彫刻工、⑥めっき工、⑦金属研磨工、⑧金属線製品・くぎ・ばね製造工、⑨その他の金属加工の職業
	2 金属溶接・溶断の職業	① 電気溶接工、②ガス溶接工、ガス切断工
	3 一般機械器具組立・修理の職業	① 一般機械器具組立工、②一般機械器具修理工
	4 計量計測機器・光学機械器具組立・修理の職業	①計量計測機器組立工・修理工、②時計組立工・修理工、③光学機械器具組立工・修理工、④レンズ研磨工・調整工、⑤その他の計量計測機器・光学機械器具組立・修理の職業
III 電気機械器具組立・修理及び電気作業関係	1 電気機械器具組立・修理の職業	①電気機械組立工・修理工、②電気通信機械器具組立工・修理工、③電球・電子管組立工、④被覆電線製造工、⑤半導体製品製造工、⑥電子応用機械器具組立工、⑦民生用電子・電気機械器具組立工・修理工、⑧束線工、⑨その他の電気機械器具組立・修理の職業
	2 電気作業	①発電員、変電員、②送電線架線工・敷設工、③配電線架線工・敷設工、④通信線架線工・敷設工、⑤電気通信設備工、⑥電気工事作業
IV 輸送用機械器具組立・修理関係	1 輸送用機械器具組立・修理の職業	①自動車組立工、②自動車整備工、③航空機組立工・整備工、④鉄道車両組立工・修理工、⑤自転車組立工・修理工、⑥船舶ぎ装工、⑦その他の輸送用気化器具組立・修理の職業
V 紡織及び衣服・繊維製品製造関係	1 紡織の職業	①粗紡工、精紡工、②合糸工、ねん糸工、加工糸工、③織機準備工、④職布工、⑤精練・漂白工、⑥染色・仕上工、⑦編物工、編立工、⑧つな・あみ製造工、⑨その他の紡織の職業
	2 衣服・繊維製品製造の職業	①婦人・子供服仕立職、②紳士服仕立職、③和服仕立職、④刺しゅう工、⑤ミシン縫製工、⑥裁断工、⑦その他の衣服・繊維製品製造の職業
VI 建設、建設躯体工事、土木、建設機械運転及び農業関係	1 建設の職業	①大工、②ブロック積工、タイル張工、③屋根ふき工、④左官、⑤畳工、⑥配管工、⑦内装仕上工、⑧防水工、⑨その他の建設の職業
	2 建設躯体工事の職業	①型枠大工、②とび工、③鉄筋工

職業部門	職 種	
	職種区分	職 種 名
	3 土木の職業	①土木作業員、②鉄道線路工事作業員
	4 建設機械運転の職業	①建設用機械運転工、②その他の建設機械運転の職業
	5 農業の職業	①植木職、造園師
VII 窯業製品製造、採掘、土石製品製造、化学製品及びゴム・プラスチック製品製造関係	1 窯業製品製造の職業	①窯業原料工、②ガラス製品製造工、③施ゆう工、ほうろうがけ工、④れんが・かわら類製造工、⑤陶磁器製造工、⑥ファインセラミック製品製造工、⑦セメント生産オペレーター、⑧セメント製品製造工、⑨その他の窯業製品の職業
	2 採掘の職業	①採鉱員、②石切出作業員、③じゃり・砂・粘土採取作業員、④ダム・トンネル掘削作業員、⑤さく井工、石油・天然ガス採取工、⑥その他の採掘の職業
	3 土石製品製造の職業	①石工、その他の土石製品製造の職業
	4 化学製品製造の職業	①基礎的化学製品製造オペレーター、②石油精製オペレーター、③化学繊維工、④石けん・洗剤・油脂製品製造オペレーター、⑤医薬品・化粧品製造工、⑥その他の化学製品製造の職業
	5 ゴム・プラスチック製品製造の職業	①原料ゴム加工工、②ゴム製品製造工、③プラスチック製品成形・加工工、④その他のゴム・プラスチック製品製造の職業
VIII その他の関係	1 木・竹・草・つる製品製造の職業	①製材工、チップ製造工、②合板工、③木工、木彫工、④木製家具・建具製造工、⑤船大工、⑥竹細工工、⑦とうき柳・草・つる製品製造工、⑧その他の木・竹・草・つる製品製造の職業
	2 パルプ・紙・紙製品製造の職業	①パルプ工、紙料工、②紙すき工、③加工紙製造工、④紙器製造工、⑤紙製品製造工、⑥その他のパルプ・紙・紙製品製造の職業
	3 印刷・製本の職業	①文字組版作業員、②製版作業員、③印刷作業員、④製本作業員、⑤その他の印刷・製本の職業
	4 革・革製品製造の職業	①製革工、②靴製造工・修理工、③その他の革・革製品製造の職業
	5 飲料・たばこ製造の職業	①製茶工、②清酒製造工、③酒類製造工（清酒を除く）、④清涼飲料製造工、⑤たばこ製造工、⑥その他の飲料・たばこ製造の職業

職業部門	職 種	
	職種区分	職 種 名
	6 精穀・製粉・調味食品製造の職業	①精穀工、②製粉工、③精糖工、④味そ・しょう油製造工、⑤動植物油脂製造工、⑥その他の精穀・製粉・調味食品製造の職業
	7 食料品製造の職業	①めん類製造工、②パン・菓子製造工、③豆腐・こんにゃく・ふ製造工、④かん詰・びん詰・レトルト食品製造工、⑤乳・乳製品製造工、⑥食肉加工品製造工、⑦水産物加工工、⑧野菜つけ物工、⑨その他の食料品製造の職業
	8 装身具等身の回り品製造の職業	①かばん・袋物製造工、②がん具製造工、③ちょうちん・うちわ製造工、④ほうき・ブラシ製造工、⑤漆器工、⑥貴金属・宝石・甲・角細工工、⑦印判師、⑧模型・模造品製作工、⑨その他の装身具等身の回り品製造の職業
	9 定置機関・機械運転の職業	①ボイラーオペレーター、②クレーン・巻上機運転工、③ポンプ・ブロワー・コンプレッサ運転工、④その他の定置機関・機械運転の職業
	10 生活衛生サービスの職業	①理容師、②美容師・着付師、③クリーニング工、④洗張工
	11 飲食物調理及び接客・給仕の職業	①調理人、②バーテンダー、③飲食物給仕人
	12 その他の製造・製作の職業	①内張工、②表具師、③塗装工、④画工、看板製作工、⑤写真工、⑥製図工、写実工、⑦現図工、⑧包装工、⑨他に分類されない製造・製作の職業
	13 その他	市長が必要と認めた職種